

○厚生労働省令第百四十七号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の八第二号及び第五十条の十一第二号の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三種向精神薬の項中

七―クロロ―一―（二・二・二―トリフルオロエチル）―	四・
一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾ	八g
ジアゼピン―二―オン（別名ハラゼパム）、その塩類及び	
これらを含む物	

を

七―クロロ―一―（二・二・二―トリフルオロエチル）―	四・
一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾ	八g

ジアゼピン―ニ―オン（別名ハラゼパム）、その塩類及びこれらを含む有する物 (RS)―六―(五―クロロピリジン―ニ―イル)―七―オキソ―六・七―ジヒドロ―五H―ピロロ〔三・四―b〕ピラジン―五―イル  四―メチルピペラジン―一―カルボキシラート（別名ゾピクロン）、その塩類及びこれらを含む有する物	三百 mg
--	----------

に、

五―(ニ―クロロフェニル)―七―エチル―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―チエノ―〔二・三―e〕―一・四―ジアゼピン―ニ―オン（別名クロチアゼパム）、その塩類及びこれらを含む有する物
--

一―七―エチル―一・三―ジヒ チエノ―〔二・三―e〕―一・ (別名クロチアゼパム)、その 物	九百 mg
---	----------

を

五―(ニ―クロロフェニル)―七―エチル―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―チエノ―〔二・三―e〕―一・四―ジアゼピン―ニ―オン（別名クロチアゼパム）、その塩類及びこれらを含む有する物 四―(ニ―クロロフェニル)―二―エチル―九―メチル―六H―チエノ〔三・二―f〕〔一・二・四〕トリアゾロ
---

mg 九十	mg 九百
-------	-------

に、

五―ブチル―五―エチルバルビツール酸（別名ブトバルビ  
 タール）、その塩類及びこれらを含む物

六g

を

五―ブチル―  
 タール）、そ  
 七―ブロモ―  
 ドロ―二H―  
 塩類及びこれ

四・三―a〕「一・四〕ジアゼピン（別名エチゾラム）、  
 その塩類及びこれらを含む物

五―エチルバルビツール酸（別名ブトバルビ  
 の塩類及びこれらを含む物

六g

五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒ

三百

に改める。

一・四―ベンゾジアゼピン―ニ―オン、その  
らを含有する物

mg

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。